

壮瞥町農業委員会委員を募集します

令和8年7月19日任期満了を迎える壮瞥町農業委員会委員の次期候補者の募集を下記のとおり行います。

なお、推薦を受け又は応募していただいても、必ず候補者に確定するとは限りませんのでご了承ください。

	壮瞥町農業委員会委員候補者募集要項
募集の期間	令和7年12月8日（月）から令和8年1月9日（金）まで（必着） 受付は土日祝日及び年末年始の役場閉庁日を除き、午前8時45分から午後5時30分までに提出してください。
推 薦 及 び 応 募 の 資 格	・農業に関する識見のある農業者・農業関係者。 ・農業に関心があり、農業者・農業関係者と利害関係のない方。 以上いずれかの方。 ・ただし、以下に該当する方は委員候補者に推薦される、又は委員候補者に応募する事はできません。 (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方。 (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの方。 (3) 壮瞥町の「特別職の非常勤職員」となりますので、その兼職を禁止されている方。（※個別にお問い合わせください。） (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関を有する方。
募 集 人 数	8人
推 薦 及 び 応 募 の 方 法	推薦書又は応募申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、締切日までに壮瞥町農業委員会事務局へ提出してください。 なお、郵送による提出も可としますが、締切日までに必着のものに限ります。 また、提出された届出書等は返却しませんので、ご了承ください。 ※1→個人による推薦には3名以上の推薦者が必要です。 ※2→メール及びFAXによる提出は受け付けません。 ※3→推薦又は応募された方の氏名、性別、年齢及び職業等は公表されますのでご承知ください。 (1) 推薦及び応募様式 ・個人が推薦する場合 →様式第1号 ・法人又は団体が推薦する場合 →様式第2号 ・自薦の場合 →様式第3号
候補者の選定	農業委員の過半数以上は認定農業者としなければならない等の法令等に合わせた候補者の選定となり、町長が候補者を選定します。 なお、その際必要に応じて面接による意見聴取を行う場合があります。
個人情報の 取 扱 い	募集により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選定以外の目的に使用することはありません。
任 期	令和8年7月20日～令和11年7月19日

職 務	①農地法等によるその権限に属する業務を行います。具体的には月に1回（必要に応じ複数回）開催する農業委員会総会に出席し付議される案件について審議します。 ②農地等の担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地等の利用最適化に関する業務を行うとともに、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定します。 ③研修会等へ出席します。
身 分 及 び 報 酬 額	農業委員は、壮瞥町の「特別職の非常勤職員」となり、月額27,000円（会長は月額37,000円）の報酬等が支給されます。
問い合わせ・ 申 込 先	〒052-0101 壮瞥町字滝之町287番地7 壮瞥町農業委員会事務局 電 話：0142-66-2124 F A X：0142-66-7001 メール：nogyo@town.sobetsu.lg.jp